

報 告 3

「草津市地域連携サポートプラン協定書」締結について

令和4年10月26日に国土交通省近畿運輸局と締結した「草津市地域連携サポートプラン協定書」について、別紙のとおり報告します。

草津市地域連携サポートプラン協定書の締結について

令和4年10月26日(水曜)に草津市と国土交通省近畿運輸局は、「地域連携サポートプラン協定」を締結しました。

■協定の目的

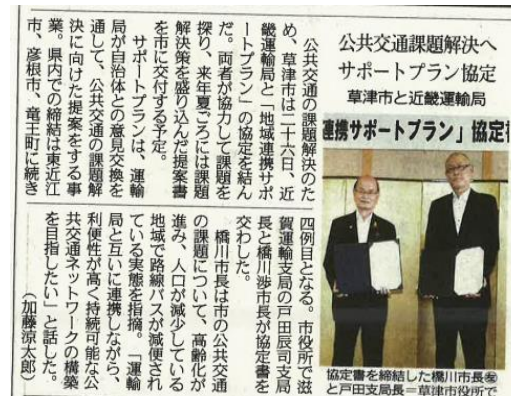
国土交通省近畿運輸局と草津市が継続的に連携し、将来人口減少局面においても持続可能な都市構造を維持することを目指し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進することで、市民をはじめ、通勤・通学や観光地等で本市を訪れる人も含めて、誰もが自動車に過度に頼ることなく、公共交通を利用しながら安心して歩いて暮らせるまち、快適さと賑わいを兼ね備え、健幸で暮らせる持続可能なまちを目指します。

■連携する内容

- ①現地調査等による現状把握
- ②現状把握などを踏まえた課題整理
- ③提案に向けた諸調整
- ④課題解決に関する提案書の交付
- ⑤提案の実現に向けたフォローアップ



○左から橋川市長、戸田滋賀運輸支局長



○中日新聞(抜粋)他2社も掲載

地域連携サポートプラン協定書

滋賀県草津市(以下「甲」という。)と国土交通省近畿運輸局(以下「乙」という。)とは地域連携サポートプランについて、次のとおり協定書(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が継続的に連携し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現及び持続的な地域公共交通に関する課題解決をめざすことを目的とする。

(事業内容)

第2条 甲は前条の目的を達成するため、乙と連携し、地域公共交通に関する現状把握、意見交換及びこれらを踏まえた課題整理など(以下「課題解決に向けた取り組み」という。)を行うとともに、乙からの課題解決に関する提案書の交付を受け、今後の様々な取り組みに活かす。

2 乙は滋賀運輸支局を中心に、前条の目的を達成するため、課題解決に向けた取り組み及び課題解決に関する提案書の交付を行い、甲をサポートする。

(秘密保持)

第3条 本協定に関する取り組みにおいて、甲と乙が相互に開示する情報については互いに秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手の承諾がある場合はこの限りでない。

(その他)

第4条 本協定に記載のない事項を定める場合又は記載のある事項を変更する場合は互いに協議し、合意しなければならない。

2 本協定当事者に変更があった場合において、ほかに記載のない場合は本協定を有効とする。

令和4年10月26日

(甲) 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
滋賀県草津市 代表者
草津市長 橋川 渉

(乙) 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号
国土交通省近畿運輸局 代表者
近畿運輸局長 金井 昭彦

草津市地域公共交通計画策定スケジュール

実施内容	令和4年度			令和5年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1.現在の公共交通の現状、課題の整理（事前準備）															
●交通事業者へのヒアリング	■	■	■												
●公共交通に係る地域の課題を抽出	■	■	■												
●現地調査などによる現状把握	■	■	■												
●現状把握などを踏まえた課題整理	■	■	■												
●近畿運輸局と滋賀運輸支局と協議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2.コンサル業者と契約締結															
●国庫補助金の交付決定					■										
●業者選定等				■	■	■									
●契約締結						■									
3.公共交通に関する意向調査															
●住民意向調査							■	■	■	■	■				
●公共交通利用者調査							■	■	■	■	■				
●集客施設利用者調査							■	■	■	■	■				
●目的地となり得る事業所ヒアリング調査							■	■	■	■	■				
●⑥交通事業者等事業者アンケート調査							■	■	■	■	■				
●目的地となり得る事業所ヒアリング調査							■	■	■	■	■				
4.地域公共交通計画（案）のとりまとめ															
●本市における公共交通の在り方の整理							■	■	■	■	■	■			
●地域公共交通計画の目標・数値指標の検討							■	■	■	■	■	■			
●目標達成に向けた具体的な施策の検討							■	■	■	■	■	■			
●地域公共交通計画（案）の策定										■	■	■			
●パブリックコメント												■	■		
5.地域公共交通計画策定															
●地域公共交通活性化再生協議会					■			■				■		■	
●地域公共交通策定															■